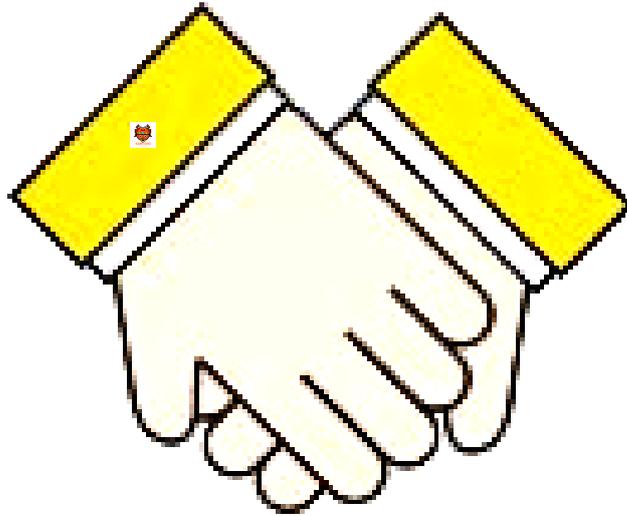


香美町移動支援事業

# 移動支援利用の手引き



美しい山・川・海  
人が躍動する  
交流と共生のまち



香美町福祉課

(2022年4月改正版)

## 目 次

1	移動支援の概要	1
2	移動支援の対象者	1
3	実施方法	1
4	外出の範囲	1~2
5	利用者の負担	3
6	サービスの内容	3
7	その他留意事項	3
8	移動支援に関するQ&A	4
	Q1 グループホームやケアホーム入居中に移動支援を利用する場合	／ 4
	Q2 移動支援における通院時の取扱い	／4
	Q3 入退院時の利用	／ 4
	Q4 病院や施設に入院・入所中である場合	／ 5
	Q5 1回当たりのサービス提供時間	／ 5
	Q6 町外に行く場合の移動支援	／ 5
	Q7 ヘルパー自らが運転する場合の算定	／ 5
	Q8 事業者等が所有する車の利用	／ 6
	Q9 ヘルパー派遣に要する交通費	／ 6
	Q10 複数の目的地がある場合	／ 7
	Q11 目的地のみの支援	／ 7
	Q12 学校行事での外出	／ 7
	Q13 ヘルパーと一緒に食事をする場合	／ 7
	Q14 温泉等での入浴	／ 8
	Q15 プール内での支援を行う場合	／ 8
	Q16 事業者主催の行事	／ 8
	Q17 年齢による利用制限	／ 9
	Q18 通学途中に目的地へ向かう場合	／ 10
	Q19 準備のみを行って外出できなかった場合	／ 11
	Q20 『区分1』と『区分2』のサービス内容	／ 11
	Q21 旅行中における移動支援の利用	／ 11
	Q22 『通年かつ長期にわたる外出』に該当するもの	／ 12
	Q23 移動支援事業所を目的地とした外出	／12
	Q24 短期入所への移動支援	／ 12
	Q25 サービス提供事業所	／13
	Q26 サービスの利用方法に困った時	／13

## 1 移動支援の概要

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

## 2 移動支援の対象者

次のいずれかに該当する方で、障害によって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 3 実施方法

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

### (1) 個別支援型

1名の障害者（児）に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

### (2) グループ支援型

支給決定が区分1となった複数の障害者（児）に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。

※ ただし、ガイドヘルパーが一人で同時に支援できるのは、最大3人までとする。

## 4 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

また、『居宅～目的地～居宅』の一連の行為が移動支援の対象となりますが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

## (1) 対象となる外出の範囲

香美町における移動支援の対象となる外出例については、次のとおりです。

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合	行政機関等に関わる手続き、相談等	町役場、裁判所、警察署等の官公庁等
	医療機関への受診、出産・入退院等の手続き、相談等	病院、診療所、保健センター等
社会参加促進の観点から、日常生活上及び社会参加の為の外出が必要な場合	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等（※）
	観光・レジャー施設等の利用	動物園・ボウリング等
	買物	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
その他上記の目的に準ずる外出	国、県、町等主催の研修・講座・訓練・見学等各種行事への参加 障害者団体等の主催する等への参加	町政懇談会・総会・つどい等

※ マラソンの伴走、スキー滑走、水泳等をヘルパーと一緒にすることは、ガイドヘルパーの本来業務とはならない。

※ プール等、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単独で利用できる年齢に達していない場合、移動支援の対象とはならない。

## (2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、香美町における移動支援事業の対象とはなりません。

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎等
社会通念上本制度を利用することが適当ではない外出	布教宗教活動、選挙運動等の政治活動、ボランティア活動
	ギャンブル、公序良俗に反する外出
	スナック、バー等飲酒を目的とする場所

香美町では、通学、通所、通園、学童保育への送迎等について、移動支援を利用することはできません。

ただし、保護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、通年かつ長期にわたる外出のうち、通学、通所、通園、学童保育への送迎に限って、一時的に移動支援の利用が認められる場合(注)がありますので、福祉課にご相談ください。

(注) 認められる場合…徒歩通所の場合で、危険回避など支援が必要な場合は、慣れて安全が確認できるなど短期間ならば支援可能とする。ただし、この場合はサービス等利用計画案・計画等に記載されていること。また、新規に利用申請する場合には、申請書にもその内容を明記しておくこと。

## 5 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合については、利用者の属する世帯（※）の所得状況によって、次のとおりとなります。

	生活保護受給世帯	町民税非課税世帯	町民税課税世帯
負担割合	無料	無料	10%

※ 世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとする。

## 6 サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

### (1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

### (2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケと一緒に歌うなどの行為）
- 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合  
（※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはならない。）

## 7 その他の留意事項

- (1) 一連の外出の中で、学校、通所事業所等の通年かつ長期にわたる外出先や通勤先が含まれる場合は、当該目的地までの支援が私的契約等による場合であっても、移動支援を算定することはできません（P9 のQ18 参照）。
- (2) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- (3) 原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護（通院等介助）や介護保険を利用できる場合には、その利用を優先し、それでも不足する場合に移動支援を利用することができます。
- (4) 移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合については、移動に係る費用の収受にかかわらず、別途、道路運送法上の許可等が必要となります。

## 8 移動支援に関するQ&A

### Q1 グループホームに入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホーム、ケアホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。  
ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

### Q2 移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。

A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。  
ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合、突発の場合には、不足する部分について移動支援を利用することが可能です。  
また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障害状況によって必要となる介助（視覚障害のある方で、初めて行く病院では病院内の配置がわからず、付き添いが必要となる場合や、知的障害のある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。）であれば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の利用はできません。

### Q3 入退院時の利用

入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。

Q4 病院や施設に入院・入所中である場合

施設入所中（障害者自立支援法及び介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所中（短期入所中を含む）の方は、外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。

Q5 1回当たりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q6 町外に行く場合の移動支援

香美町外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものであれば、町外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

Q7 ヘルパー自らが運転する場合

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を利用することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の対象とはなりません。

## Q8 事業者等が所有する車の利用

事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

A 道路運送法上の許可もしくは登録がある場合は、事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことが可能です。

ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

### 例【 10：00～13：00 までの支援の場合 】

- 10：00～10：30 外出のための準備及び車両への乗車介助
- 10：30～11：00 運転中（※ 算定対象外）
- 11：00～12：00 降車介助、目的地での介助、乗車介助
- 12：00～12：30 運転中（※ 算定対象外）
- 12：30～13：00 降車介助及び更衣介助

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となります。したがって、算定できる時間数は2時間となります。

## Q9 ヘルパー派遣に要する交通費

ヘルパー利用中にヘルパーが必要な交通費は誰が負担しますか。

A 原則利用者が負担します。

事業者が運営規定の中で定めている『通常の事業の実施地域』にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、『通常の事業の実施地域』以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。

また、目的地のみの支援を行う場合にあっては、その目的地が『通常の事業の実施地域』以外なのであれば、上記と同様に交通費を徴収して差し支えありません。

Q10 複数の目的地がある場合

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

ただし、目的地のうち、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q11 目的地での支援のみを利用する場合

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うこととなりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。

A 目的地が移動支援の対象となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。ただし、目的地までの支援者移動に係る経費の負担については事業者ごとに定められていますので、事業者を確認してください。

Q12 学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

Q13 ヘルパーと一緒に食事をする場合

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、ヘルパー分の食費は誰が負担しますか。

A ヘルパーの食費に利用者負担はありません。

#### Q14 温泉等での入浴

温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。

A 居宅介護（身体介護）での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。温泉等の余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えない等の事情によって、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護（身体介護）にて入浴介助（公衆浴場等までの移動を含む。）を算定することが可能です。

#### Q15 プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として利用することはできますか。

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は利用の対象となりますが、『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

#### Q16 事業者主催の行事

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。

### Q17 年齢による利用制限

移動支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか。

A 支給決定を行う際には、年齢による制限を設けてはおりませんが、移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、未就学児等であって、障害の有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例えば、5歳である児童が、単独で病院に行くことやデパートに行くといったことは通常想定されない。）については、原則、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障害の有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。）。

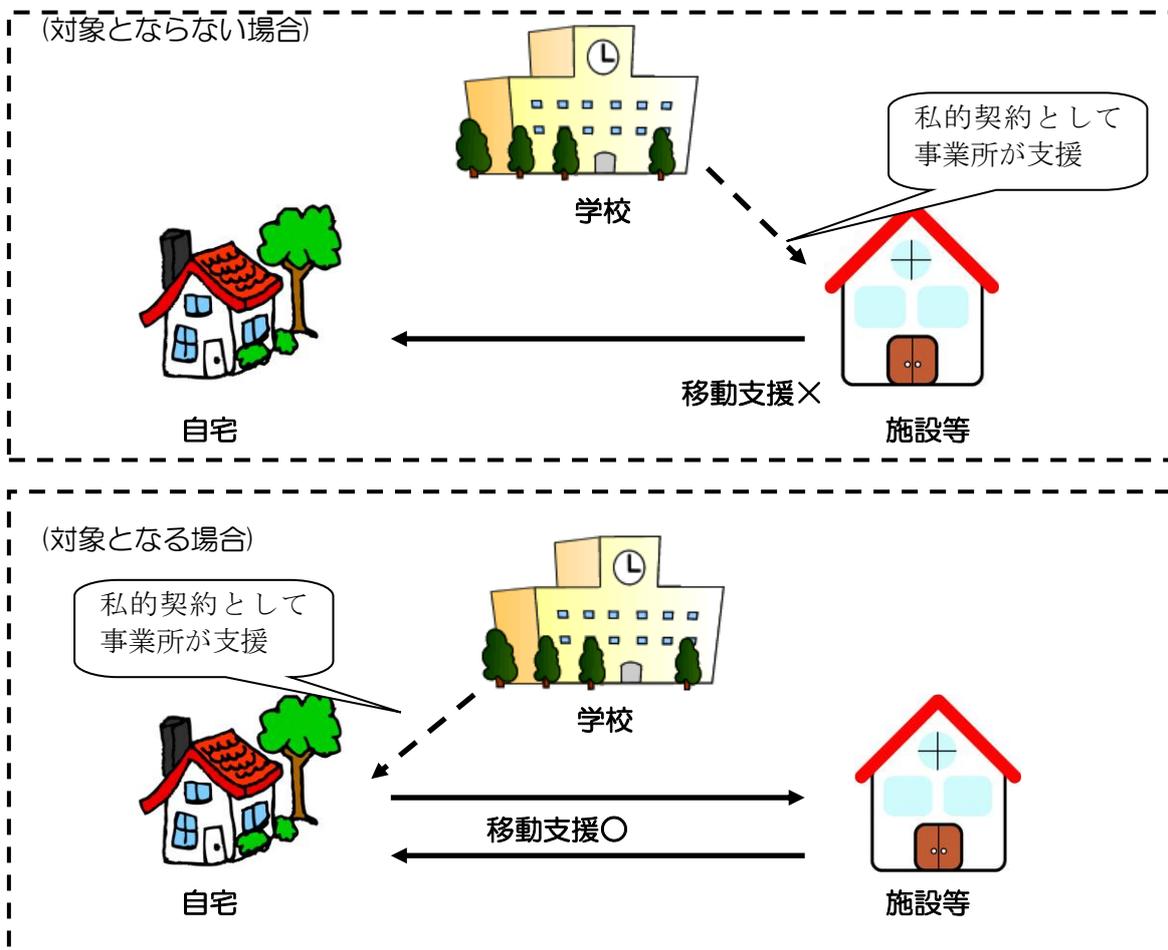
ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

Q18 通学途中に目的地へ向かう場合

学校から施設等までの移動を私的契約で行った場合であれば、児童館から自宅までの移動に移動支援を利用することはできますか。

A 本町では、『通年かつ長期にわたる外出』への利用を移動支援の対象とはしておらず、通学時に移動支援を利用することはできません。通学途中に目的地へ向かう場合で、一部分を私的契約等により支援したとしても、実質的には通学の支援に該当すると考えられるため、移動支援の対象とはなりません。

例 【放課後に児童館へ行く事例】※ 学校：移動支援対象外の目的地



Q19 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のために用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の利用者負担はありますか。

A 外出のために着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、利用の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q20 『区分1』と『区分2』のサービス内容

『区分1』と『区分2』では、提供できるサービスに差があるのですか。

A 個別支援型の利用に際しては、『区分1』と『区分2』については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。ただし、グループ支援型については、『区分1』の方のみが利用可能です。

Q21 旅行中における移動支援の利用

旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

A 旅行中であっても移動支援を利用することができます。

また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。この場合、宿泊先のホテル等での介助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

#### Q22 『通年かつ長期にわたる外出』に該当するもの

通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、『通年かつ長期にわたる外出』に該当するものはありますか。

A あらかじめ週単位・月単位で利用日が決まっている、学習塾、音楽教室及びスイミングスクール等の定期的な外出については、『通年かつ長期にわたる外出』に該当するため、移動支援を利用することができません。

なお、上記の考え方は、いわゆる「習い事」を想定しているものであり、利用者の発意による利用で、結果として同一曜日になっている外出（買い物や映画など）を制限するものではありません。

#### Q23 移動支援事業所を目的地とした外出

外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか。

A 外出の目的地が移動支援事業所である場合は、移動支援の対象とはなりません。

ただし、目的地等のトイレでは排せつの介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排せつ行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象となります。

なお、その場合であっても、算定の対象となるのは、外出中に必要となる介助に限られますので、計画に支援の必要性を明記する必要があります。

#### Q24 短期入所への移動支援

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所の利用に当たっては、障がいの程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになります。

したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することができません。ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難となった場合については、例外的に利用することが可能となります。

Q25 サービス提供事業所

移動支援のサービスを提供する事業所はどこですか。

A香美町移動支援事業は香美町内1事業所と豊岡市内3事業所に委託しています。

(社福) 香美町社会福祉協議会  
香住ふれあい介護センター訪問介護事業所  
TEL 0796-39-1275  
村岡訪問介護事業所  
TEL 0796-98-1000

(社福) 豊岡市社会福祉協議会  
出石ヘルパーステーション  
TEL 0796-23-2573  
日高ヘルパーステーション  
TEL 0796-23-2573

(NPO) でかけ隊  
ヘルパーステーションおーる  
TEL 0796-20-6278

(有限会社) 豊岡ケアサービス  
TEL 0796-29-0081

Q26 サービスの利用方法に困った時

移動支援のサービスを利用したいが利用の仕方が分からない。

A香美町においては、役場福祉課が移動支援事業の利用方法等の相談に応じています。

TEL 0796-36-1964  
Fax 0796-36-3809